



労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令案に係る意見募集

厚生労働省は、「化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」及び「労働安全衛生法における特殊健康診断等に関する検討会」における議論を踏まえ、「ナフタレン」、「リフラクトリーセラミックファイバー」について、特定化学物質として規定する等所要の改正を行う予定です。それに伴い、平成 27 年 6 月 18 日から同年 7 月 17 日までの期間、パブリックコメントの募集を行います。

その主な改正案の内容は、以下の通りです。

- ・労働安全衛生法第 57 条第 1 項に基づき、譲渡又は提供時に名称等を表示すべき対象に「ナフタレン及びナフタレンを含有する製剤その他の物(ナフタレン等)」、「リフラクトリーセラミックファイバー及びリフラクトリーセラミックファイバーを含有する製剤その他の物(RCF 等)」を追加する。
- ・特定化学物質のうち、第 2 類物質にナフタレン等及び RCF 等が追加され、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施、特殊健康診断の実施の義務が事業者課される。
- ・ナフタレン等又は RCF 等を製造し、又は取り扱う事業者について、過去に当該物を製造し、又は取り扱う業務に従事した労働者で現に使用する者に対して、特殊健康診断の実施を義務付ける。

厚生労働省では、パブリックコメント実施後、2015 年 11 月に施行予定としています。

当社では、作業環境測定に長年の実績と豊富な経験があります。ご不明な点等がございましたら、お気軽にお問い合わせください。

資料 2015 年 6 月 18 日付 厚生労働省パブリックコメント
測定技術箇所 山田悠貴

夏季休業について (お知らせ)

誠に勝手ながら、当社では下記のとおり夏季休業させていただきます。何かとご迷惑をおかけすることとは存じますが、悪しからずご了承いただきお願い申し上げます。

夏季休業 8 月 13 日 (木)~15 日 (土)

水銀による環境の汚染の防止に関する法律及び大気汚染防止法の一部改正法の公布について

環境省及び経済産業省は、2014 年 12 月の第 5 回合同会合における報告書取りまとめ以降、水銀に関する新たな法制度の検討を進めており、2015 年 3 月に「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案」が閣議決定されていましたが、6 月 12 日に同法案が国会において可決・成立し、6 月 19 日に同法律が公布されました。

その概要などは、以下の通りです。

1. 水銀による環境の汚染の防止に関する法律
 - (1) 計画の策定
 - (2) 水銀鉱の掘採の禁止
 - (3) 特定の水銀使用製品の製造等に関する措置
 - (4) 特定の製造工程における水銀等の使用の禁止
 - (5) 水銀等を使用する方法による金の採取の禁止
 - (6) 水銀等の貯蔵に関する措置
 - (7) 水銀を含有する再生資源の管理に関する措置
 - (8) その他
2. 大気汚染防止法の一部を改正する法律
 - (1) 水銀排出施設に係る届出制度
 - (2) 水銀等に係る排出基準の遵守義務等
 - (3) 要排出抑制施設の設置者の自主的取組
 - (4) その他

施行期日については、水銀による環境の汚染の防止に関する法律は、条約が効力を生ずる日から(一部を除く)、大気汚染防止法の一部改正法案は、条約が効力を生ずる日から2年以内で政令で定める日から施行される予定です。

当社では、水銀、カドミウム、鉛など有害金属の製品や環境分析において実績があります。お気軽にお問い合わせください。

資料 平成 27 年 6 月 19 日付 官報
平成 27 年 3 月 10 日付 環境省報道発表資料
化学分析箇所 竹下尚長

下記の記事をご希望の方は編集室佐藤までご連絡下さい。

1. [低濃度 PCB 廃棄物の無害化処理認定について](#)
2. [平成 25 年度土壌汚染対策法の施行状況及び土壌汚染調査・対策事例等に関する調査結果について](#)



水道 GLP における亜硝酸態窒素の認定範囲の拡大が承認されました！

当社では、2012 年に水道 GLP(水道水質検査優良試験所規範)の認定を取得しましたが、この度、2014 年 4 月に水道法の改正において追加された亜硝酸態窒素においても拡大申請が承認され、高い信頼性と精度が確保されていることを第三者機関(日本水道協会)から認められました。